7742-1401 山口県熊毛郡上関町大字祝島123番地 上関原発を建てさせない祝島島民の会 代表者代表運営委員 清 水 敏 保 様

7730-0012

広島市中区上八丁堀7番16-703号

中国電力株式会社代理人 弁護士 末 国

電 話082-224-2711

FAX082-224-2722





(送達場所)

**7753-0048** 

山口市駅通り二丁目3番18号法曹ビル4階

中国電力株式会社代理人 弁護士 村





電 話083-922-0415

FAX083-922-0490

貴会より、2021年11月30日付け「令和3年11月4日付け文書への反論 及び質問書」を12月6日に郵送にて受領いたしました。これについて、以下のと おり申し上げますとともに、改めて和解の遵守について申し上げます。

1 「1. ボーリング調査に対する不作為義務について」に対する和解遵守のお願

山口地方裁判所平成24年(モ)第36号保全取消請求事件の平成26年6月

11日付けの和解(以下単に「和解」といいます。)について、これまでいただいた書面や当社の社員が現場で伺ったお話から、貴会としては当社がこのたび実施する海上ボーリング調査に関して、和解条項第3項が当てはまることについては「文言上はご主張のとおり」と述べられている一方で、「違法な調査に対して祝島漁民が不作為義務を負うはずがない」とも述べられています。

違法な調査ではないことについては後記2にてお答えしますが、貴会において「不作為義務を負うはずがない」との意見をお持ちだとしても、和解条項が記載された和解調書は確定判決と同一の効力を有しており(民事訴訟法第267条)、確定判決は文言のとおりに解釈するのと同様に、裁判所で確定している和解条項も文言のとおりに解釈されるものであって、第3項記載のとおり不作為義務を負うことは明白です。したがいまして、貴会におかれましては、和解条項を文言のとおりに遵守されますようお願いします。

もし仮に、貴会において、海上ボーリング調査が和解条項第3項に当てはまる 一方で、同項に基づく不作為義務を負わないとのお考えでありましたら、当社と しても、裁判所において和解条項の内容を相互に確認する機会を設けることも考 えています。

## 2 「2. 「損失補償を欠いた違法な調査」について」に対するご回答

貴会からのご質問は、「2019年~2021年ボーリング調査は、2000年補償契約に含まれていたのか」、また「その証拠を示して下さい」とのことですが、これについては令和3年11月4日付けの文書でもお答えしていますが、「証拠を」ということですので、具体的にお示ししながらご説明します。

このたび実施する海上ボーリング調査も含め、地質調査の実施については平成 12年の漁業補償契約(以下単に「漁業補償契約」といいます。)において約定 しています。それを示すものとしては、漁業補償契約第1条第4項において「甲、 乙、丙(これら3者は合併し現在は山口県漁業協同組合となっています。)およ び所属組合員は、丁(当社)が第2項各号に掲げる区域(漁業権消滅区域、漁業権消滅区域及び工事作業区域(以下「漁業権消滅区域等」といいます。)(海上ボーリング調査を実施する海域もこれに含まれます。)およびその周辺海域において地質、水質、流況その他の項目について調査を実施することに同意するものとし、当該調査ならびに発電所の建設および運転に起因する漁業操業上の諸迷惑を受忍する」と約定し、第2条において「丁は、前条の規定によって甲、乙、丙および所属組合員が受ける漁業損失および漁業操業上の諸迷惑を補償する」と約定していることから明らかです。

このことに関して、平成19年6月の広島高等裁判所判決で、漁業権消滅区域 等(海上ボーリング調査を実施する海域もこれに含まれます。) について、「8 漁協(合併前の光熊毛地区の8つの漁業協同組合のことです。)所属の組合員は、 他の各漁協の地先において行う許可漁業・自由漁業については、その得喪変更に 当たる場合を含めて、管理委員会の協議決定に委ねる権限を自己の属する漁協に 与えていたと解するのが相当である。そうすると、管理委員会が漁業補償契約を 締結したことによって、被控訴人(山口県漁業協同組合祝島支店所属組合員のこ とです。)らは、A(同組合上関支店地先海域のことです。)、B(同組合四代 支店地先海域のことです。)各海域における許可漁業・自由漁業について拘束を 受け、漁業権消滅区域等を含むA、B各海域における許可漁業・自由漁業につい て諸迷惑受忍義務を負担するとともに、そのうちの漁業権消滅区域等においては 許可漁業・自由漁業自体を行うことができなくなったというべきである。よって、 漁業権消滅区域等を含むA、B各海域において、被控訴人らが諸迷惑受忍義務を 負担していないことの確認請求並びに許可漁業・自由漁業を行わない義務を負担 していないことの確認請求は、いずれも理由がない。」と判示されています。 (なお、同判決は平成20年10月の最高裁判所決定により確定しています。) また、貴会は海上ボーリング調査について、漁業補償金の算定に問題があるこ

れています。すなわち、貴会としては漁業補償契約がなされたことは認めるが、補償金にこのたびの海上ボーリング調査への補償が含まれるのか、とのご質問であると思います。漁業補償契約は、先に述べたように「調査ならびに発電所の建設および運転」といった長期間を前提に約定していますから、これには当然、このたびの海上ボーリング調査も含まれます。そして、貴会のご指摘されている損失補償基準によっても、補償額の算定時期は契約締結の時点とされていますから、同契約を締結した平成12年に至近の漁獲高を用いて補償金を算定することに問題はありません。

ところで、貴会は「債権の消滅時効は10年ですから、2000年補償契約に基づく中国電力の債権は、すでに消滅しています」とも述べられていますが、これまでも述べたとおり、現在も漁業補償契約の効力が継続しているものであり、ご指摘には当たりません。当職らは当然、債権の消滅時効(民法第167条(新民法が令和2年4月に施行される前の条項))の定めについて承知していますが、これは同契約に当てはまるものではありません。

## 3 「3.一般海域占用許可の利害関係人について」に対するご回答

貴会は、「「利害関係人は誰か」について判断する責任は事業者にあるのであ り、事業者が「県条例等に従った」と言ってすむことではありません」と述べら れて、再度ご質問をいただいています。

海上ボーリング調査については、上記のとおり漁業補償契約第1条第4項において地質調査も含めてすでに同意をいただいていますが、一般海域の利用に関する条例での申請の手続上必要な同意書を山口県漁業協同組合からいただいたものです。

許認可の申請書については当社の判断において作成するものですが、上記条例に基づく許可申請を行う以上、申請書の内容について同条例の定めに沿ったものとすることは当然のことで、このことは本件だけでなく法令に基づく許認可申請

全般においてごく普通のことです。貴会は「山口県に責任転嫁されることなく、 事業者の責任として自ら回答」と求めていますが、令和3年11月4日付けの文 書でお答えしたことは、山口県へ説明責任を転嫁するということではなく、条例 に沿って適法に申請していることを当社としてご説明しているものです。